

那珂川町教育委員会指定校変更・区域外就学許可基準

(目的)

那珂川町教育委員会は、学校教育法施行令第8条、第9条第1項の規定による指定校変更・区域外就学を希望する児童生徒の保護者に対する許可について次のとおり許可基準を定める。

	事由	許可基準	許可期限	必要書類
1	転居 転出 転入予定	転居等の事由で転校することにより、教育に著しく支障を来たすと認められ、かつ、通学に支障がない場合	必要と認められる期間	事由を証する書類
2	保護者共働き	保護者が共働き(父子家庭・母子家庭含む)の児童で、預け先地区又は保護者の勤務先地区の学校への通学を希望する場合	小学校卒業まで	就労証明書 児童の預かり証明書 (一年毎に提出)
3	生徒指導上の配慮	生徒指導上の問題等により、指定校への通学が困難な場合	必要と認められる期間	教育委員会が必要とする書類
4	身体的事由	身体の虚弱又は心身の障害等により、指定校への通学が困難な場合	必要と認められる期間	医師の診断書
5	地域的事由	地域的・地理的な事情又は通学途上に配慮すべき危険な箇所があるとき	必要と認められる期間	
6	その他	その他教育委員会が認める場合	教育委員会が認めた期間	教育委員会が必要とする書類

※申請の際は、指定校変更申請書・理由書、または区域外就学申請書・理由書を提出すること

※申請事由が解消され次第、申請事由解消届を提出し指定校に通学すること。

附 則

この那珂川町教育委員会指定校変更・区域外就学許可基準は、令和4年4月1日から施行する。